

## 愛知県営渡船の安全方針

愛知県営渡船の運行の安全を確保するため、基本的な方針を次のとおり定める。

- 1 渡船運行業務に従事する職員等の安全に係る行動規範は次のとおりとする。
  - (1) 関係者は一致団結して輸送の安全の確保に努める。
  - (2) 渡船の安全に関する法令及び関係基準をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正忠実に職務を遂行する、
  - (3) 事故、災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- 2 輸送の安全の確保のため、次のとおり訓練等を実施する。
  - (1) 関係する職員を対象に年1回以上の安全管理講習会を実施する。
  - (2) 船舶及び関連施設の適切な維持管理に努める。
- 3 上記事項の達成のため、安全マネジメント態勢を継続的に改善する。

平成23年3月31日

安全統括管理者  
愛知県建設部道路維持課長

## 愛知県営渡船の安全重点施策

- 1 輸送施設の点検整備を日常的に実施し、船舶の故障に関する事故の防止に努める。船舶および関連施設の異常を発見したときは、直ちに運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。
- 2 安全統括管理者及び運航管理者は、関係職員に対し、安全管理規程及び愛知県営渡船の関係基準、その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、安全教育を実施し、その周知徹底を図る。
- 3 安全統括管理者及び運航管理者は安全管理講習会において事故処理に関する訓練を実施する。この講習会は毎年1回、春季または夏季に行うものとする。
- 4 安全重点施策を適正かつ確実に実施するため、西中野渡船に責任者を置く事とする。この責任者は一宮建設事務所維持管理課長とする。
- 5 安全統括管理者及び各渡船の責任者は安全重点施策の進捗状況を管理し、毎年、見直しを行う。

平成23年3月31日

安全統括管理者  
愛知県建設部道路維持課長